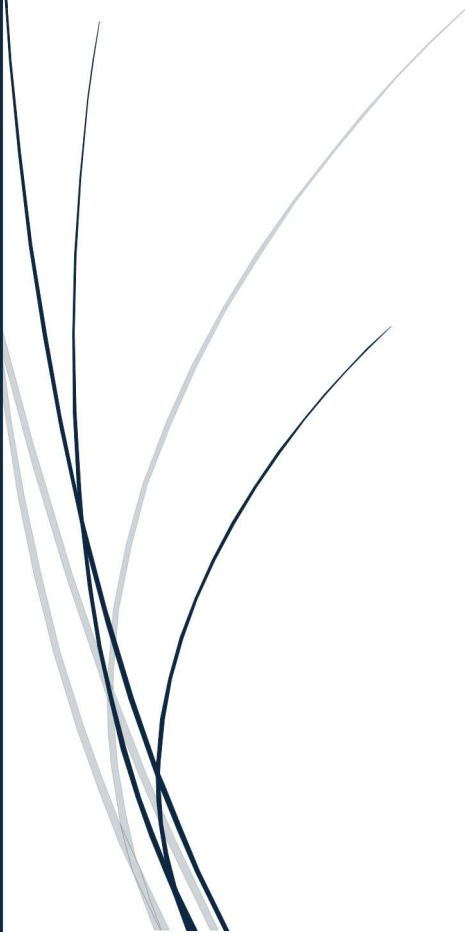




重要事項説明書

介護保険・予防介護保険



株式会社ライフライン

訪問看護ステーション ココロ

重要事項説明書

(介護保険・介護予防訪問看護)

本重要事項説明書は、介護保険法その他関係法令及び厚生労働省が定める基準に基づき、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者及びその家族に対して、事業所の概要、サービスの内容、利用料金その他契約上の重要事項について説明するものです。

1. 事業者の概要

法人の名称	株式会社ライフライン
代表者の氏名	代表取締役 佐々木 昂
所在地	〒744-0015 山口県下松市大手町二丁目5-18ティティ商事ビル3F

2. 利用事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション ココロ
ステーションコード	0790069
所在地	山口県下松市大手町二丁目5-18ティティ商事ビル3F
管理者の氏名	廣林 憲秀
連絡先	TEL:0833-44-7888 FAX:0833-44-7889
営業日	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
定休日	土曜日、日曜日、12月31日～1月2日 (相談により、土・日の対応も可能)

3. 事業の目的と運営の方針

(1)事業の目的

この事業は、介護保険法その他関係法令に基づき、疾病又は負傷等により要介護状態又は要支援状態となった利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、在宅生活を支援するとともに、心身の機能の維持及び回復並びに生活の質の向上を図り、住み慣れた地域や家庭で安心して生活を継続できるよう支援することを目的とします。

(2)運営方針

訪問看護の実施にあたり、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービス関連機関との連携を図り、協力と理解のもとに適切な運営を行います。

4.事業所の職員体制

従事者の職種	人数 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)	職務の内容
管理者	1	1	0	事業所の管理及び適切な訪問看護の実施 管理
保健師	0	0	0	
看護師	7	2	5	指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の 提供
准看護師	1	0	1	指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の 提供
理学療法士	2	0	2	在宅生活機能の維持・向上支援
作業療法士	1	0	1	在宅生活機能の維持・向上支援

5.サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者及びその家族の意向や心身の状態、療養環境等を踏まえ、具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護の内容 (1)病状・障害・全身状態の観察 (2)身体の清潔援助 (3)褥瘡の処置及び予防 (4)食事及び排泄などの日常生活の援助 (5)医師の指示による医療処置(経管栄養・導尿・疼痛の管理) (6)ターミナルケア(在宅での看取りを含む) (7)カテーテルなどの管理及び交換 (8)機能訓練及び援助 (9)療養生活や介護方法の指導 (10)その他サービス機関との連絡・調整

※訪問する職員は、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等であり、利用者の状態やサービス内容に応じて担当者が変更となる場合があります。

6.通常の事業実施地域

(1)下松市 (2)光市 (3)周南市

7.利用料金

利用者の負担額は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合(1割・2割・3割)に応じた額となります。

介護保険の給付対象とならないサービスについては、自己負担となります。

※別紙利用料金表参照

8.ご利用にあたってのお願い

介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証等を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は、お知らせください。また、公費負担医療制度を利用されている場合は、受給者証等を確認させていただきます。

9.緊急時及び事故発生時の対応

(1)緊急時の対応

訪問看護サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医または協力医療機関へ連絡し、その指示に従い必要な処置を行います。

また、利用者の家族等及び関係機関へ速やかに連絡を行うとともに、必要に応じて救急要請を行うなどの適切な対応に努めます。

緊急時訪問看護加算について説明を受け利用に同意を得た方は、24時間365日、電話等による相談に対応し必要に応じて緊急訪問看護を実施します。

(2)事故発生時の対応

訪問看護の実施に伴い、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りではありません。

10.相談及び要望等窓口

当事業所では、利用者及びその家族からの相談窓口を設置し、いつでも対応できる体制を整えています。相談や苦情がありましたら、相談窓口までお申し出ください。

(1)当事業所相談窓口

- ・担当者:廣林 憲秀
- ・職 名:管理者
- ・電話番号:0833-44-7888
- ・受付時間:月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

(2)外部相談窓口

【下松市】

下松市高齢福祉課長寿支援係 電話番号:0833-45-1837

【光市】

光市高齢者支援課介護保険係 電話番号:0833-74-3003

【周南市】

周南市高齢者支援課 電話番号:0834-22-8461

【山口県国民健康保険団体連合会】

介護保険課(苦情相談班)電話番号:083-995-1010

11. 守秘義務及び個人情報の保護

事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業者が退職した後及び利用契約が終了した後も続きます。外部への情報提供が必要な場合は、利用者又はその代理人の同意を得るものとします。また、サービス担当者会議等、利用者のサービス提供及び在宅生活の支援に必要な会議において、居宅サービス計画書(ケアプラン)や訪問看護計画書等に記載された利用者及びその家族の情報を、同意のもとに必要な範囲で使用することがあります。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的に実施します。
- (4) 感染症が発生した場合においても、利用者に必要な訪問看護サービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携し適切な対応に努めます。

13. 事業継続計画(BCP)

当事業所は、感染症や自然災害等の不測の事態が発生した場合においても、利用者に必要な訪問看護サービスを可能な限り継続できるよう努めます。ただし、警報発令等により、利用者及び従業者の安全確保のため、サービスを中断又は訪問日時を変更する場合があります。その際は、可能な限り早期に業務を再開できるよう、事業継続計画(BCP)に基づき対応します。

14. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、利用者が安心して訪問看護サービスを利用できるように次の措置を講じます。

【虐待防止担当者】

氏名: 廣林 憲秀

職名: 管理者

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (2)虐待防止のための指針を整備し、利用者の権利擁護及び人格の尊重に努めます。
- (3)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- (4)サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者(利用者を現に養護する家族、親族、同居人その他これに準ずる者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、関係法令に基づき、速やかに市町村その他関係機関に通報し、必要な措置を講じます。
- (5)利用者及びその家族からの相談に適切に対応し、虐待の防止及び利用者の安全確保に努めます。

15.身体拘束等の適正化

当事業所は、利用者の尊厳及び人権を尊重し、利用者又はその家族等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16.ハラスメント対策

当事業所は、利用者及びその家族並びに従業者の人権を尊重し、安全かつ適切な訪問看護サービスを継続的に提供するため、ハラスメントの防止及び適切な対応に取り組みます。

- (1)当事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントその他あらゆるハラスメントを防止するため、必要な体制を整備し、従業者が安心して業務に従事できる環境づくりに努めます。
- (2)当事業所は、利用者及びその家族との信頼関係を大切にし、相互に人格と尊厳を尊重したサービス提供に努めます。
- (3)利用者及びその家族から、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動(カスタマーハラスメント)があった場合には、従業者の安全確保及び適切なサービス提供のため、必要な対応を行うことがあります。
- (4)前項に該当する行為が認められた場合には、利用者及びその家族に対して改善をお願いするとともに、必要に応じて次の措置を講じる場合があります。
 - ① 複数職員での訪問
 - ② 訪問時間、訪問方法又は担当職員の変更
 - ③ 主治医、居宅介護支援事業所その他関係機関への相談
 - ④ 警察その他関係機関への連絡
 - ⑤ やむを得ない場合のサービスの一時中止または契約終了の検討をする場合があります。
- (5)当事業所は、ハラスメントの発生又は再発を防止するため、従業者に対する研修及び相談体制の整備を行い、適切な対応に努めます。
- (6)当事業所は、利用者及びその家族の療養生活を支援するという訪問看護の目的を十分に理解し、利用者の心身の状況に配慮した対応に努めるとともに、利用者及びその家族と良

好な信頼関係を構築し、安心してサービスを利用していただけよう努めます。

訪問看護ステーション ココロ

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

訪問看護ステーション ココロ

氏名: _____

私は本書面に基づく重要事項の説明を受け、その内容を理解するとともに、指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスの提供を受けることに同意します。また本書は2通作成し、事業者及び利用者が各1通を保有します。

令和 年 月 日

訪問開始予定日 令和 年 月 日

緊急時訪問看護加算 有 ・ 無

利用者

住所: _____

氏名: _____ 印

電話番号: _____

携帯番号: _____

署名代行者(利用者本人が署名できない場合)

住所: _____

氏名: _____ (続柄:) 印

電話番号: _____

携帯番号: _____

署名代行理由: _____

改定 令和6年7月1日

改定 令和6年8月20日

改定 令和8年7月2日